

赤穂市国民健康保険運営協議会

と き 平成31年 2月 7日 (木)

午後1時30分より

ところ 赤穂市役所 6階 第2委員会室

赤穂市国民健康保険

赤穂市国民健康保険運営協議会次第

- 1 開会あいさつ
- 2 市長あいさつ
- 3 議事録署名委員指名
- 4 議事
 - (1) 平成31年度赤穂市国民健康保険事業運営基本方針について
 - (2) その他
- 5 閉会あいさつ

(資 料 目 次)

1	平成31年度赤穂市国民健康保険事業運営基本方針	1～6
2	平成30年度赤穂市国民健康保険事業特別会計決算見込	7
3	平成31年度赤穂市国民健康保険事業特別会計予算表	8～10
4	赤穂市国民健康保険事業年次別推移表	11
5	国保制度に関する用語の解説	12
6	赤穂市国民健康保険運営協議会委員名簿	13

平成31年度赤穂市国民健康保険事業運営基本方針

1 はじめに

国民健康保険（以下「国保」という。）をはじめ、医療保険制度を取り巻く環境は、高齢化の進展や医療技術の高度化などの影響を受け、医療費の更なる増加が必至の状況にある一方で、わが国経済は緩やかな回復傾向が期待されているものの、就業構造の変化による被保険者数の減少などにより保険税収入の大きな伸びは見込めず、今後とも厳しい財政状況が続くものと見込まれます。

国保は、国民皆保険の基礎として重要な役割を果たしていますが、低所得者や医療の必要が高い中高齢者が多く加入する構造的な課題を抱えており、財政基盤の強化を図る必要があります。

このような状況の中、平成30年4月から、国保制度の安定化を図るため、国による財政支援の拡充とともに、都道府県が市町村とともに国保の運営を担い、財政運営の責任主体として安定的な財政運営や、効率的な事業の確保などの事業運営において中心的な役割を担うこととなりました。

市町村においては、地域住民と身近な関係の中、資格管理や保険給付、保険税の決定・賦課・徴収、保健事業等の地域におけるきめ細かな事業を引き続き担いながら、この大きな変革期における保険者の責務を十分に認識し、今後の医療費の動向等を見極めながら、適正かつ安定的な国保事業の運営に県下一体となって取り組むことが要請されています。

参考（平成31年度医療保険制度等に係る主な改正予定項目：国保関係）

1	保険料(税)の賦課(課税)限度額の見直し	(平成31年4月施行)
	基礎分：58万円→61万円	
2	低所得者に係る応益保険料(税)軽減措置の見直し	(同上)
	①5割軽減の見直し…軽減対象となる所得基準額を引上げ	
	(現行) 基準額 33万円+ <u>27.5万円</u> ×被保険者数及び特定同一世帯所属者数	
	(改正後) 基準額 33万円+ <u>28万円</u> ×被保険者数及び特定同一世帯所属者数	
	②2割軽減の見直し…軽減対象となる所得基準額を引上げ	
	(現行) 基準額 33万円+ <u>5.0万円</u> ×被保険者数及び特定同一世帯所属者数	
	(改正後) 基準額 33万円+ <u>5.1万円</u> ×被保険者数及び特定同一世帯所属者数	
3	応益割に係る旧被扶養者減免の減免期間の見直し	(同上)
	(現行) 減免期間 資格取得日の属する月から当分の間	
	(改正後) 減免期間 資格取得日の属する月以後2年を経過するまでの間	
4	診療報酬本体(+0.41%)・薬価等(△0.48%)の改定	(平成31年10月施行)

2 平成30年度赤穂市国保財政の状況

(1) 歳入

ア 高齢化の進展や医療技術の高度化などにより、1人当たり医療費は依然として高い水準にあります。市単独支援額19,866千円を含む一般会計繰入金401,504千円の繰入れなどにより、所要の財源を確保することができました。

イ 課税限度額を引き上げた結果、保険税の総額は、864,292千円となる見込みです。
ウ また、平成29年度の繰越金292,672千円については、療養給付費等負担金(国庫)の返還金などに充当し、残り128,081千円については財政調整基金に積み立てました。
エ その他、県支出金である普通交付金(保険給付費に要する費用)及び特別交付金(保険者努力支援交付金等)については、医療費や事業の実績に応じて交付される見込みです。
オ 以上により、歳入総額は、5,455,112千円と見込んでいます。

(2) 歳出

ア 療養給付費の算定基礎となる医療費は、過去の医療費実績を踏まえ、さらに最近における医療費の動向を考慮し、当初1人当たり費用額を、

- ・一般被保険者 448,541円(前年度決算見込比 5.49%増)
- ・退職被保険者等 481,380円(" 14.22%減)

総費用額で、4,623,256千円(前年度決算見込比0.98%増)と見込みましたが、決算見込みとしては、

- ・一般被保険者 414,510円(前年度決算比 2.22%減)
- ・退職被保険者等 678,822円(" 31.41%増)

総費用額は、4,281,696千円(前年度決算比5.87%減)で、当初見積りに比べ、一般被保険者は7.50%減、退職被保険者等は2.94%増となっています。

また、国保会計が負担する一般と退職の療養給付費は、3,255,644千円(前年度決算比2.58%減)となる見込みです。

イ 平成30年度から県へ納付することとなった国保事業費納付金は、1,278,425千円となる見込みです。

ウ 以上により、歳出総額は、5,405,112千円(前年度決算比12.78%減)と見込んでいます。

(3) 差引

結果、50,000千円の剰余金を見込んでいます。

3 平成31年度赤穂市国保事業の運営

(1) 基本方針

ア 本市の国保被保険者1人当たり医療費は、急速な高齢化の進展や医療技術の高度化などにより依然として高い傾向にあります。

このような状況の中、平成31年度の医療費総額は、県から示された保険給付費額を基に積算し、対前年度決算見込比3.46%増の4,429,700千円と見込んでいます。

イ 本市の国保被保険者1人当たり医療費は、平成29年度においても県下の市町の中で上位となっており、このための対策は引き続き重要な課題であります。

ウ 医療費の増加傾向への対策として、市民の健康な生活習慣の確立など、健康寿命の延伸に向けた保健事業を第2期データヘルス計画に則り実施するとともに、特定健康診査・特定保健指導を第3期計画に基づき適切に実施し、医療費の適正化に努めてまいります。

また、後発医薬品（ジェネリック医薬品）差額通知を実施し、後発医薬品の更なる使用促進に努めてまいります。

エ 保険税収納率向上対策の一環として、長期滞納者などに対する納税相談の実施、短期被保険者証及び被保険者資格証明書の発行を通じての面談機会の確保、また、コンビニ・クレジットカード収納やペイジー口座振替受付サービスの実施などにより、滞納者の減少と歳入の確保に引き続き努めてまいります。

(2) 保険税率等の改正方針

平成30年度の保険税率については、国保の県単位化による影響で一定以上保険税が上昇する市町に対する県からの激変緩和措置が講じられたことなどから据え置きとし、中・低所得者の負担軽減を図るため、基礎分及び後期高齢者支援金等分の課税限度額の引き上げを行いました。

平成31年度については、被保険者間の保険税負担の公平性確保の観点から、法令の改正により課税限度額が全体で96万円まで引き上げられることとなりますが、平成30年度の法定限度額（全体で93万円）までの引き上げにとどめることとし、基礎分の所得割税率を0.10%引き下げることで中・低所得層の負担軽減を図ります。均等割額及び平等割額については、平成29年度の剰余金で新たに積み立てました財政調整基金を活用することで据え置くこととします。

また、物価の上昇傾向を踏まえて、低所得者が応益保険税の軽減対象から外れないようにするため、5割軽減及び2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の基準を引き上げることとします。

ア 課税限度額の改正

基礎分を58万円（現行：54万円）に引き上げ、後期高齢者支援金等分（現行：19万円）、介護納付金分（現行：16万円）は据え置くこととします。

【 参考：平成31年度の地方税法施行令で定められる課税限度額 】

基礎分：61万円、後期高齢者支援金等分：19万円、

介護納付金分：16万円

イ 税率の改正

基礎分の所得割税率を7.59%（現行7.69%）に引き下げることとします。

ウ 低所得者に係る応益保険税の軽減判定所得基準の改正

応益保険税の軽減措置について、軽減対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者数及び特定同一世帯所属者数に乗ずる金額を5割軽減は28万円（現行：27.5万円）、2割軽減は51万円（現行：50万円）に引き上げることとします。

エ 課税限度額及び税率改正の影響率

基礎（医療給付費）分

区分	現行	改正後	改正額（率）	影響率
課税限度額	54万円	58万円	4万円	7.41%
所得割税率	7.69%	7.59%	△0.10%	△1.30%

オ 改正による影響額等

全体平均

(単位:円)

	現行	平成31年度	比較	改正			影響率
				限度額改正	税率改正	軽減改正	
1人当り調定額	86,145	85,916	△ 229	311	△ 394	△ 146	△0.27%
一般	86,149	85,919	△ 230	311	△ 395	△ 146	△0.27%
退職	84,995	84,650	△ 345	0	△ 345	0	△0.41%
1世帯当り調定額	137,915	137,548	△ 367	498	△ 632	△ 233	△0.27%
一般	137,974	137,607	△ 367	499	△ 632	△ 234	△0.27%
退職	113,327	112,867	△ 460	0	△ 460	0	△0.41%

(1) 基礎(医療給付費)分

(単位:円)

	現行	改正	比較	改正			影響率
				限度額改正	税率改正	軽減改正	
1人当り調定額	59,861	59,675	△ 186	311	△ 394	△ 103	△0.31%
一般	59,872	59,685	△ 187	311	△ 395	△ 103	△0.31%
退職	54,595	54,250	△ 345	0	△ 345	0	△0.63%
1世帯当り調定額	95,835	95,536	△ 299	498	△ 632	△ 165	△0.31%
一般	95,889	95,591	△ 298	499	△ 632	△ 165	△0.31%
退職	72,793	72,333	△ 460	0	△ 460	0	△0.63%

(2) 後期高齢者支援金等分

(単位:円)

	現行	平成31年度	比較	改正			影響率
				限度額改正	税率改正	軽減改正	
1人当り調定額	21,022	20,986	△ 36	0	0	△ 36	△0.17%
一般	21,026	20,990	△ 36	0	0	△ 36	△0.17%
退職	19,150	19,150	0	0	0	0	0.00%
1世帯当り調定額	33,656	33,598	△ 58	0	0	△ 58	△0.17%
一般	33,675	33,617	△ 58	0	0	△ 58	△0.17%
退職	25,533	25,533	0	0	0	0	0.00%

(3) 介護納付金分

(単位:円)

	現行	平成31年度	比較	改正			影響率
				限度額改正	税率改正	軽減改正	
1人当り調定額	17,676	17,653	△ 23	0	0	△ 23	△0.13%
一般	17,695	17,672	△ 23	0	0	△ 23	△0.13%
退職	14,063	14,063	0	0	0	0	0.00%
1世帯当り調定額	22,233	22,204	△ 29	0	0	△ 29	△0.13%
一般	22,232	22,203	△ 29	0	0	△ 29	△0.13%
退職	22,500	22,500	0	0	0	0	0.00%

(3) 歳出

ア 医療費の状況

平成31年度の医療費の算出に当たっては、県から示された保険給付費額に基づき見積もりました。

それぞれの総費用額は、

・一般被保険者	4,418,843千円	(前年度決算見込比	4.41%増)
・退職被保険者等	10,857千円	(〃 78.09%減)
合計	4,429,700千円	(〃 3.46%増)

1人当たり医療費は、

・一般被保険者	437,943円	(前年度決算見込比	5.65%増)
・退職被保険者等	542,850円	(〃 20.03%減)
全体	438,150円	(〃 5.23%増)

と見込みました。

この結果、療養給付費を、3,259,475千円(前年度決算見込比0.12%増)と見積り、療養費など、その他の保険給付費については、過去の医療費実績を踏まえ、さらに最近における医療費の動向を考慮し、所要額を算出しました。

イ 国民健康保険事業費納付金

国民健康保険事業費納付金は、県から示された額に基づき1,328,833千円を計上しました。

ウ 保健事業費

保健事業費は、保険税収入額の5.44%、46,117千円を見込み、健康世帯表彰、医療費通知、医療受診状況及び疾病分類調査などを継続して実施するほか、引き続き後発医薬品(ジェネリック医薬品)差額通知を実施し、後発医薬品の更なる使用促進に努めます。

生活習慣病健診一部負担助成については、引き続き一次健診(無料)と二次健診の一部負担助成を行い、健康増進と医療費の適正化に努めます。

また、国保保健指導事業として、特定健診未受診者への受診勧奨や、医療機関重複・頻回受診者への訪問指導、糖尿病の医療未受診者や医療中断者であって生活習慣の改善により重症化の予防が期待される者に対する訪問指導などを行います。

エ 以上により、歳出総額は、5,176,000千円と見積りました。

(4) 歳入

ア 保険税

医療給付費分の保険税総額は、589,163千円(一般:587,543千円、退職:1,620千円)と見込みました。

後期高齢者支援金分の保険税総額は、206,818千円と見込みました。

介護納付金分の保険税総額は、51,330千円と見込みました。

イ 県支出金

県支出金は、県から示された額に基づき、普通交付金（保険給付費に要する費用）を 3,716,686千円、特別交付金（保険者努力支援交付金など）を149,508千円、合計3,866,194千円計上しました。

ウ 一般会計繰入金

一般会計繰入金については、①保険基盤安定制度（低所得者の保険税軽減分の補填など）による繰入金266,165千円、②職員給与費等繰入金55,414千円、③出産育児一時金繰入金9,800千円、④財政安定化支援事業による繰入金55,222千円、その他一般会計繰入金として⑤市単独支援額19,800千円と見積り、その総額を、406,401千円と見込みました。

エ 基金繰入金

財政調整基金の残高見込額198,033千円のうち、42,300千円を繰り入れることとしました。

オ 以上により、歳入総額は、5,176,000千円と見積りました。

以上、平成31年度における本市国保事業の推進に当たっては、安定した国保制度の維持のため県と連携を図りながら適正な運営に努めます。

平成30年度 赤穂市国民健康保険事業特別会計決算見込

第1表

(単位:千円)

歳 入				歳 出					
費 目	現計予算額	決算見込額	比 較	説 明	費 目	現計予算額	決算見込額	比 較	説 明
1 国民健康保険税	870,848	864,292	△ 6,556		1 総務費	56,710	54,919	1,791	総務管理費 51,915 徴税費 2,594 運営協議会費 410
医療給付費分	576,129	574,245	△ 1,884	一般 571,038 退職 3,207	2 保険給付費	3,921,605	3,748,714	172,891	療養給付費 3,215,865 療養費 39,779 療養費 31,042 審査支払手数料 389
医療給付費分	30,506	28,931	△ 1,575	一般 28,305 退職 626	療養給付費	3,387,313	3,255,644	131,669	療養費 31,042 審査支払手数料 389
滞納繰越分				一般 199,468 退職 1,163	療養費	31,330	31,431	△ 101	療養費 31,042 審査支払手数料 389
後期高齢者支援金分	202,369	200,631	△ 1,738	一般 199,468 退職 1,163	高額療養費	467,600	427,890	39,710	高額療養費 414,450 移送費 13,440
現年課税分				一般 8,663 退職 196	移送費	100	100	0	移送費 50 出産育児一時金 50
後期高齢者支援金分	9,295	8,859	△ 436	一般 8,663 退職 196	出産育児一時金	14,700	13,440	1,260	出産育児一時金 420千円 × 32件
滞納繰越分				一般 47,176 退職 732	出産育児一時金支払手数料	8	7	1	出産育児一時金支払手数料 50千円 × 75件
介護納付金分	48,968	47,908	△ 1,060	一般 47,176 退職 732	葬祭諸費	4,500	3,750	750	葬祭諸費 750 結核医療諸費 31 精神医療諸費 340
滞納繰越分				一般 3,590 退職 128	結核医療諸費	36	5	31	結核医療諸費 31 精神医療諸費 340
2 一部負担金	2	0	△ 2		精神医療諸費	7,000	7,340	△ 340	精神医療諸費 340
3 手数料	440	440	0	督促手数料 440	3 国保事業費納付金	1,282,726	1,278,425	4,301	医療給付費分 909,138 後期高齢者支援金等分 4,421 介護納付金分 1,750
4 県支出金	4,003,166	3,886,496	△ 116,670	普通交付金 3,764,814 特別交付金 121,682	医療給付費分	915,498	913,559	1,939	後期高齢者支援金等分 278,892 介護納付金分 1,750
県補助金	4,003,166	3,886,496	△ 116,670	普通交付金 3,764,814 特別交付金 121,682	後期高齢者支援金等分	282,040	280,642	1,398	後期高齢者支援金等分 278,892 介護納付金分 1,750
5 財産収入	358	358	0	財政調整基金収入	介護納付金分	85,188	84,224	964	介護納付金分 964
6 繰入金	414,656	401,504	△ 13,152	保険基金安定繰入金(保険税軽減分) 175,925 保険基金安定繰入金(保険者支援分) 92,018 職員給与費等繰入金 53,562 出産育児一時金繰入金 8,960 財政安定化支援事業繰入金 51,173 その他一般会計繰入金 19,866	4 保健事業費	48,318	41,476	6,842	健康世帯表彰関係 246 健康奨励関係 4,867 一般事務関係 135 医療費通知関係 2,575 後発医薬品差額通知関係 147 特定健康診査等事業 27,568 国保保健指導(未受診者対策等)事業 5,938
一般会計繰入金	414,656	401,504	△ 13,152	保険基金安定繰入金(保険税軽減分) 175,925 保険基金安定繰入金(保険者支援分) 92,018 職員給与費等繰入金 53,562 出産育児一時金繰入金 8,960 財政安定化支援事業繰入金 51,173 その他一般会計繰入金 19,866	5 公債費	500	200	300	一般公債費(利子) 200
基金繰入金	0	0	0		6 諸支出金	155,758	153,297	2,461	保険税還付金(一般、退職) 5,100 償還金 85,533 還付加算金(一般、退職) 50 繰出金 62,614
7 繰越金	292,672	292,672	0	前年度繰越金(一般) 265,881 前年度繰越金(退職) 8,414 前年度繰越金(介護) 18,377	7 積立金	128,081	128,081	0	積立金 0
8 諸収入	12,556	9,350	△ 3,206	延滞金 2,000 預金利子 0 第三者納付金 6,200 不当利得返納金 1,050 その他 100	8 予備費	1,000	0	1,000	予備費 1,000
歳入合計	5,594,698	5,455,112	△ 139,586		歳出合計	5,594,698	5,405,112	189,586	

剰余金見込額 50,000

平成31年度 赤穂市国民健康保険事業特別会計予算(案)

第2表

(単位:千円)

費目	歳入			説明	費目	歳出			説明
	本年度(当初)	前年度(当初)	差引			本年度(当初)	前年度(当初)	差引	
1 国民健康保険税	847,311	870,848	△ 23,537		1 総務費	58,420	59,844	△ 1,424	総務管理費 55,454
医療給付費分	562,003	576,129	△ 14,126	一般 560,973					微税費 2,544
現年課税分				退職 1,030					運営協議会費 422
医療給付費分	27,160	30,506	△ 3,346	一般 26,570	2 保険給付費	3,724,522	3,921,605	△ 197,083	
滞納繰越分				退職 590	療養給付費	3,259,475	3,387,313	△ 127,838	一般 3,251,893
後期高齢者支援金分	197,642	202,369	△ 4,727	一般 197,278	療養費	30,150	31,330	△ 1,180	退職 7,582
現年課税分				退職 364	審査支払手数料	8,653	9,018	△ 365	一般 30,000
後期高齢者支援金分	9,176	9,295	△ 119	一般 9,000	高額療養費	399,100	467,600	△ 68,500	退職 150
滞納繰越分				退職 176	移送費	100	100	0	診療報酬審査支払いに要する経費
介護納付金分	47,839	48,968	△ 1,129	一般 47,619	出産育児一時金	14,700	14,700	0	一般 394,000
現年課税分				退職 220	出産育児一時金支払手数料	8	8	0	退職 5,100
介護納付金分	3,491	3,581	△ 90	一般 3,388	葬祭諸費	4,500	4,500	0	一般 50千円 × 90件
滞納繰越分				退職 103	結核医療諸費	36	36	0	
2 一部負担金	2	2	0		精神医療諸費	7,800	7,000	800	
3 手数料	440	440	0	督促手数料	3 国保事業費納付金	1,328,833	1,282,726	46,107	
4 県支出金	3,866,194	4,003,166	△ 136,972	普通交付金 3,716,686	医療給付費分	950,484	915,498	34,986	一般 948,873
県補助金	3,866,194	4,003,166	△ 136,972	特別交付金 149,508	後期高齢者支援金等分	287,768	282,040	5,728	退職 1,611
5 財産収入	398	197	201	財政調整基金収入	介護納付金分	90,581	85,188	5,393	一般 287,228
6 繰入金	448,701	442,790	5,911		4 保健事業費	46,117	48,318	△ 2,201	退職 540
一般会計繰入金	406,401	417,790	△ 11,389	保険基盤安定繰入金(保険税軽減分) 174,224					健康世帯表彰関係 500
				保険基盤安定繰入金(保険者支援分) 91,941					健康奨励関係 4,800
				職員給与費等繰入金 55,414					一般事務関係 900
				出産育児一時金繰入金 9,800					医療費通知関係 2,599
				財政安定化支援事業繰入金 55,222					後発医薬品差額通知関係 291
				その他一般会計繰入金 19,800					特定健康診査等事業 30,529
基金繰入金	42,300	25,000	17,300						国保保健指導(未受診者対策等)事業 6,498
7 繰越金	1	1	0	前年度繰越金	5 公債費	500	500	0	一般公債費(利子) 500
8 諸収入	12,953	12,556	397	延滞金 2,000	6 諸支出金	16,210	15,810	400	保険税還付金(一般、退職) 5,100
				預金利子 1					償還金 10,950
				第三者納付金 9,900					還付加算金(一般、退職) 160
				不当利得返納金 1,050	7 積立金	398	197	201	
				その他 2	8 予備費	1,000	1,000	0	
歳入合計	5,176,000	5,330,000	△ 154,000		歳出合計	5,176,000	5,330,000	△ 154,000	

一般分	4,782,598	4,911,306	△ 128,708
退職分	15,053	51,466	△ 36,413
後期分	287,768	282,040	5,728
介護分	90,581	85,188	5,393

一般分	4,782,598	4,911,306	△ 128,708
退職分	15,053	51,466	△ 36,413
後期分	287,768	282,040	5,728
介護分	90,581	85,188	5,393

平成31年度 赤穂市国民健康保険事業特別会計予算（案）

第3表

（単位：千円）

歳 入							歳 出						
科 目		一 般	退 職	後 期	介 護	合 計	科 目		一 般	退 職	後 期	介 護	合 計
国民健康保険税	現年課税分	560,973	1,030	197,642	47,839	807,484	総務費	総務管理費	55,454				55,454
	滞納繰越分	26,570	590	9,176	3,491	39,827		徴税費	2,544				2,544
一部負担金		1	1			2		運営協議会費	422				422
手数料		440				440	療養給付費		3,251,893	7,582			3,259,475
県支出金	普通交付金	3,703,804	12,882			3,716,686	療養費		30,000	150			30,150
	特別交付金	149,508				149,508	審査支払手数料		8,653				8,653
財産収入		398				398	高額療養費		394,000	5,100			399,100
一般会計繰入金	基盤・税軽減分	121,322		42,624	10,278	174,224	移送費		50	50			100
	基盤・保険者支援分	64,779		22,105	5,057	91,941	出産育児一時金		14,700				14,700
	職員給与費等	55,414				55,414	出産育児一時金支払手数料		8				8
	出産育児一時金	9,800				9,800	葬祭諸費		4,500				4,500
	財政安定化支援事業	55,222				55,222	結核医療諸費		36				36
	その他	19,800				19,800	精神医療諸費		7,800				7,800
							国保事業費納付金	医療給付費分	948,873	1,611			
基金繰入金		2,163		16,221	23,916	42,300				287,768			287,768
												90,581	90,581
繰越金		1				1	保健事業費		46,117				46,117
諸収入	延滞金	1,800	200			2,000	公債費		500				500
	預金利子	1				1	諸支出金		15,650	560			16,210
	第三者納付金	9,600	300			9,900	積立金		398				398
	不当利得返納金	1,000	50			1,050	予備費		1,000				1,000
	その他	2				2							
歳 入 合 計		4,782,598	15,053	287,768	90,581	5,176,000	歳 出 合 計		4,782,598	15,053	287,768	90,581	5,176,000
前 年 度		4,911,306	51,466	282,040	85,188	5,330,000	前 年 度		4,911,306	51,466	282,040	85,188	5,330,000
増 減		△ 128,708	△ 36,413	5,728	5,393	△ 154,000	増 減		△ 128,708	△ 36,413	5,728	5,393	△ 154,000

第4表

平成31年度 一般会計繰入金及び保険税算出基礎

1. 一般会計繰入金 (単位：千円)

区 分	金 額
(1) 保険基盤安定制度による繰入金	266,165
低所得者保険税軽減額 (医療給付費分)	121,322
低所得者保険税軽減額 (後期高齢者支援金分)	42,624
低所得者保険税軽減額 (介護納付金分)	10,278
低所得者保険税軽減額 保険者支援分 (医療給付費分)	64,779
低所得者保険税軽減額 保険者支援分 (後期高齢者支援金分)	22,105
低所得者保険税軽減額 保険者支援分 (介護納付金分)	5,057
(2) 職員給与と費等繰入金	55,414
(3) 出産育児一時金繰入金 (420千円×35件) ×2/3	9,800
(4) 国保財政安定化支援事業による繰入金	55,222
保険税負担能力が低いことによる支援額	41,712
病床数が多いことによる支援額	416
年齢構成差による支援額	13,094
(5) その他一般会計繰入金	19,800
市単独支援分／福祉医療波及増分	14,000
独自減免充当分	1,000
その他	0
保健事業費分 (健康奨励事業)	4,800
小 計 [(2)+(3)+(4)+(5)]	140,236
繰入金合計 [(1)+(2)+(3)+(4)+(5)]	406,401

2. 保険税賦課総額 (一般分+後期分：一般) (単位：千円)

区 分	金 額
1 歳出総額	5,069,826
2 歳入総額 (現年課税分、繰入金を除く)	3,902,125
3 歳入歳出不足額 (1-2)	1,167,701
<内訳>	
一般会計繰入額	391,066
基金繰入額	18,384
保険税所要額	758,251

3. 世帯及び被保険者別の平均保険税額 (単位：千円)

区 分	平成30年度 (当初) (a)	平成30年度 (決算見込)	平成31年度 (当初) (b)	当初比較 (%) (b)/(a)
1人当たり保険税額 (一般分+後期分：全体)	81,125	80,921	80,661	99.43
1世帯当たり保険税額 (一般分+後期分：全体)	128,552	128,215	129,134	100.45
1人当たり保険税額 (介護分：全体)	17,839	17,807	17,653	98.96
1世帯当たり保険税額 (介護分：全体)	21,632	20,141	22,204	102.65

第5表

世帯数・被保険者数の年次別推移

区分 年度	世帯数		被保険者数								
			一般被保険者			退職被保険者等			合計		
	年間平均数	前年比	年間平均数	前年比	構成比	年間平均数	前年比	構成比	年間平均数	前年比	構成比
28 (3月～2月)	世帯 6,862	% 97.79	人 10,896	% 97.98	% 96.44	人 402	% 62.04	% 3.56	人 11,298	% 96.00	% 100.00
29 (3月～2月)	6,601	96.20	10,483	96.21	98.10	203	50.50	1.90	10,686	94.58	100.00
30(見込) (3月～2月)	6,490	98.32	10,210	97.40	99.29	73	35.96	0.71	10,283	96.23	100.00
31(見込) (3月～2月)	6,315	97.30	10,090	98.82	99.80	20	27.40	0.20	10,110	98.32	100.00

第6表

診療費の年次別推移

区分 年度	一般被保険者					退職被保険者等					合計				
	件数	受診率	費用総額	1件当たり	1人当たり	件数	受診率	費用総額	1件当たり	1人当たり	件数	受診率	費用総額	1件当たり	1人当たり
	(件)	(%)	(千円)	費用額(円)	費用額(円)	(件)	(%)	(千円)	費用額(円)	費用額(円)	(件)	(%)	(千円)	費用額(円)	費用額(円)
28 (3月～2月)	182,285	1,672.95	4,490,620	24,635	412,135	6,883	1,712.19	163,241	23,717	406,072	189,168	1,674.35	4,653,861	24,602	411,919
対前年比(%)	102.70	103.07	104.97	102.22	105.35	72.05	99.73	69.33	96.23	95.97	100.30	102.77	102.28	101.97	104.79
29 (3月～2月)	175,375	1,672.95	4,443,991	25,340	423,924	3,503	1,725.62	104,864	29,935	516,571	178,878	1,673.95	4,548,855	25,430	425,684
対前年比(%)	96.21	100.00	98.96	102.86	102.86	50.89	100.78	64.24	126.22	127.21	94.56	99.98	97.74	103.37	103.34
30(見込) (3月～2月)	170,986	1,674.69	4,232,142	24,751	414,510	1,431	1,960.27	49,554	34,629	678,822	172,417	1,676.72	4,281,696	24,833	416,386
対前年比(%)	97.50	100.10	95.23	97.68	97.78	40.85	113.60	47.26	115.68	131.41	96.39	100.17	94.13	97.65	97.82
31(見込) (3月～2月)	169,250	1,677.40	4,418,843	26,108	437,943	530	2,650.00	10,857	20,485	542,850	169,780	1,679.33	4,429,700	26,091	438,150
対前年比(%)	98.98	100.16	104.41	105.48	105.65	37.04	135.19	21.91	59.16	79.97	98.47	100.16	103.46	105.06	105.23

※平成31年度の費用額については、県から示された保険給付費額に基づき積算

国保制度における用語の解説

【国民健康保険税（料）】

国民健康保険法により、国保事業に要する費用に充てるため、世帯主から保険料を徴収するもの。（市町村は地方税法により国民健康保険税で徴収することができます。）

基礎課税額（医療給付費分）と後期高齢者支援金等課税額（後期高齢者支援金等分）と介護納付金課税額（介護保険分）を合わせたもの。

【国民健康保険事業費納付金】

都道府県が国保事業に要する費用に充てるため市町村から徴収するもので、医療給付費等の見込みを立て、市町村ごとの年齢構成の差異を調整した後の医療費水準と所得水準を考慮して市町村ごとに決定したもの。

【標準保険料率】

都道府県が標準的な住民負担の「見える化」を図るとともに、将来的な保険料負担の平準化を進めるため、市町村が保険料率を定める際に参考となる事項についての標準を市町村ごとに設定するもの。

【国民健康保険保険給付費等交付金（普通交付金）】

新制度においても保険給付を行う主体は市町村であり、保険給付に必要な費用はすべて都道府県が賄うこととなる。この保険給付に要する費用等に対し、市町村に支払われるもの。

【国民健康保険保険給付費等交付金（特別交付金）】

都道府県から市町村に、市町村の特別な事情に応じて支払われるもの。具体的には市町村への特別調整交付金分、都道府県繰入金分、保険者努力支援制度分、特定健診等費用の3分の2負担分など。

【保険者努力支援制度】

国が保険者としての努力を行う都道府県や市町村に対し、後発医薬品使用割合や特定健診等実施率、収納率等、適正かつ客観的な指標に基づき交付金を交付する制度。インセンティブ強化を図り、医療費適正化の取組や国保固有の構造問題への対応等を通じて、保険者機能の役割を發揮してもらい、国保の財政基盤を強化することに狙いがある。

赤穂市国民健康保険運営協議会委員名簿

(平成31年2月現在)

区分	氏名	摘要
被 保 険 者 代 表	宮 本 和 清	
	濱 本 昌 宣	
	平 岡 登 美 子	
	平 岡 か ね 子	
医 師 歯 科 医 師 薬 剤 師 代 表	中 村 隆 彦	(一社)赤穂市医師会会長
	花 房 龍 生	(一社)赤穂市医師会副会長
	内 田 学	(一社)相生・赤穂市郡歯科医師会会長
	寺 田 晋 一 郎	赤相薬剤師会会長
公 益 代 表	瓢 敏 雄	赤穂市議会議長
	木 下 守	赤穂市議会民生生活委員長
	沖 知 道	(会長) 赤穂市自治会連合会会長
	山 田 和 子	(会長職務代理者) 日本赤十字社赤穂市地区赤十字奉仕団委員長

任期は、平成31年3月31日まで